

滋賀県新型インフルエンザ対策本部会議
次 第

日時：平成21年5月26日（火）

8：30～

場所：防災対策会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 県内発生から現在までの対応状況について

(2) 今後の対応について

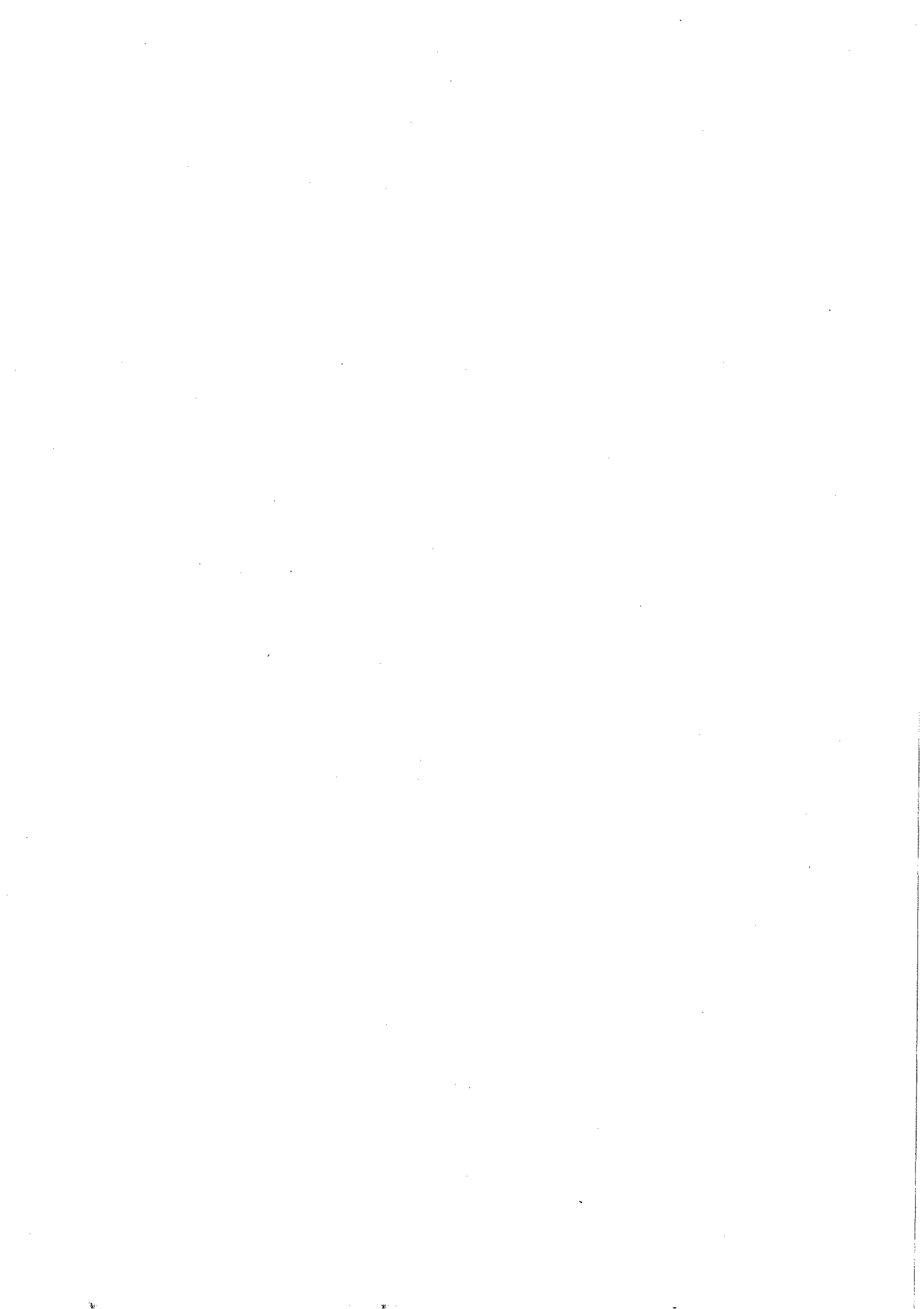
(3) その他

3 閉 会

[資料]

資料1 県内発生から現在までの対応状況

資料2 今後の対応



県内発生から現在までの対応状況

健康推進課

滋賀県で確認された新型インフルエンザ患者 2 例について
(5 月 25 日 (月) 現在)

第 1 例目 (5 月 20 日確認)

患者：

大津市民病院を 25 日 (月) 退院

健康状態 症状消失

濃厚接触者 2 名：

健康状態 体調異常なし

軽度接触者 39 名：

健康状態 体調異常なし

* 濃厚接触者および軽度接触者の最終接触日 (暴露日) が 18 日であり、25 日 (月) で 7 日目となるため、この日をもって健康監視を終了とする。

第 2 例目 (5 月 23 日確認)

患者：

大津市民病院入院中

健康状態 平熱、咳が少し

濃厚接触者 5 名：

2 名 咳あり、受診の結果簡易キットにて A 型 (-)

3 名 体調異常なし

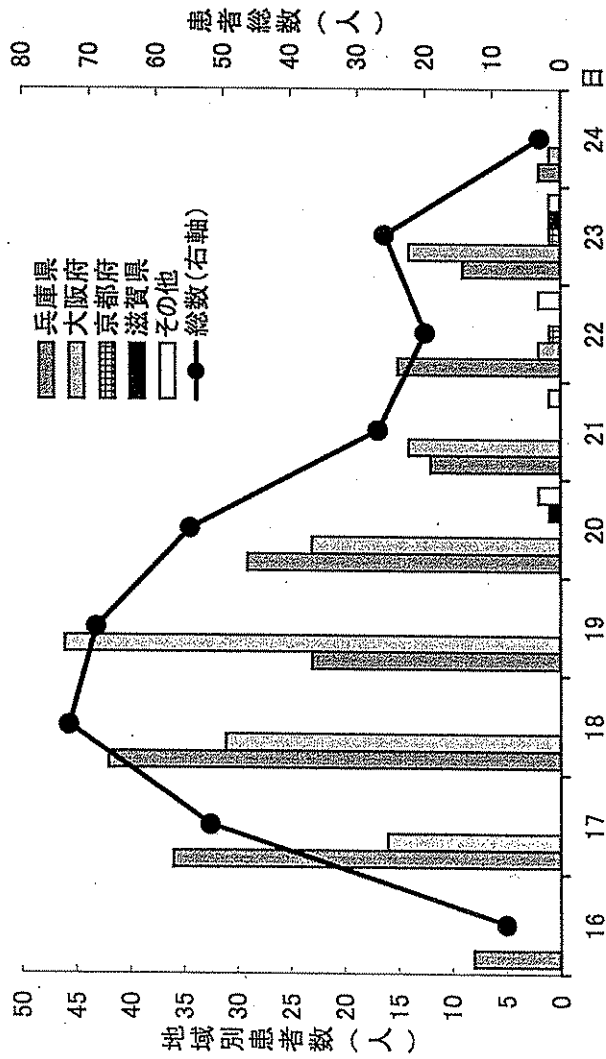
軽度接触者 0 名

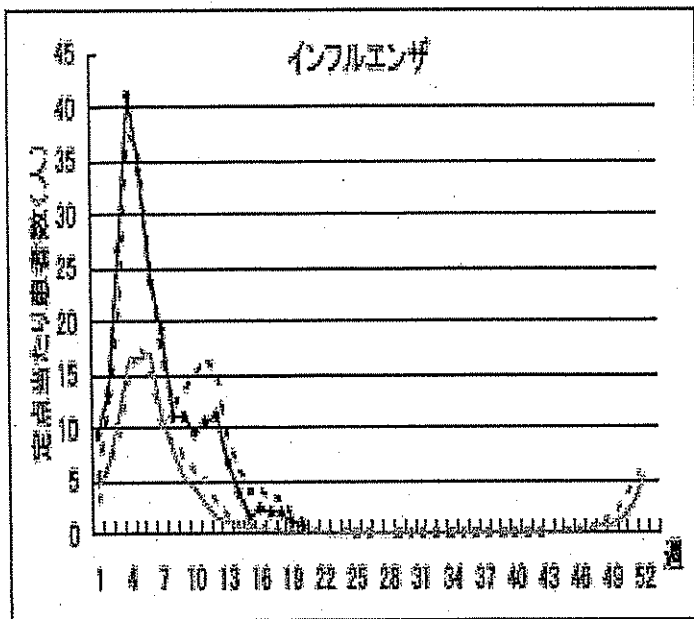
【リンクについて】

2 例に対する積極的疫学調査において、両者間でのリンクは認められなかった。

日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	176
兵庫県	8	36	42	23	29	12	15	9	2	176
大阪府		16	31	46	23	14	2	14	1	147
京都府							1	1		2
滋賀県					1		1	1		2
その他	8	52	73	69	2	1	2	1		6
総数(右)		60	133	202	257	284	304	330	333	

新型インフルエンザ患者国内発生状況





H20 〔 滋賀 ————
 全国 ……………

H21 〔 滋賀 —●—
 全国 ………—

資料提供

提供年月日：平成21年(2009年)5月25日
 部局名：健康福祉部
 所属名：健康推進課
 担当名：感染症・難病担当
 担当者名：辻・野原
 内線：3619・3620
 電話：077-528-3619
 E-mail：ef00@pref.shiga.lg.jp

新型インフルエンザ発熱相談センターの相談件数および健康観察の状況について(5月25日)

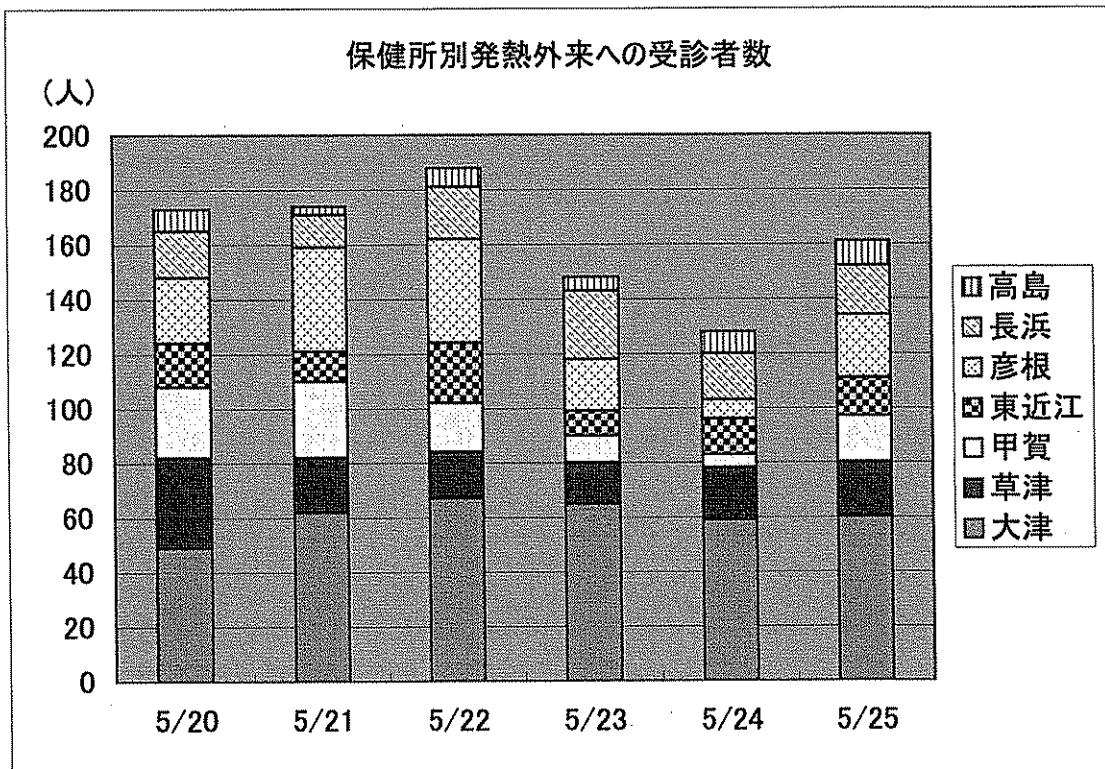
1. 内容 4月29日から設置しています「新型インフルエンザ発熱相談センター」の相談件数および4月28日から実施しています「検疫所からの通報に基づく健康観察」の状況は以下のとおりです。

平成21年5月25日 17:15現在

	発熱相談センター相談件数 (※)		発熱外来受診者		確定の件数	健康観察 (検疫所からの通報数)	
	(4月29日設置)	(大津市保健所内数)	(4月28日設置要請開始)	(大津市保健所内数)		(4月28日開始通知)	(大津市保健所内数)
4月28日			0		0	0	0
4月29日	10	3	0		0	0	0
4月30日	51	8	0		0	9	5
5月1日	98	14	0		0	5	2
5月2日	40	7	0		0	23	2
5月3日	38	9	0		0	54	12
5月4日	42	17	0		0	51	21
5月5日	36	12	0		0	27	7
5月6日	41	11	1	1	0	94	31
5月7日	65	8	0		0	52	17
5月8日	37	5	1	1	0	53	16
5月9日	38	12	0		0	30	9
5月10日	41	7	0		0	35	15
5月11日	71	19	1		0	37	17
5月12日	36	8	0		0	45	17
5月13日	44	5	1		0	19	9
5月14日	23	3	3		0	29	5
5月15日	28	5	1		0	35	17
5月16日	50	13	8	6	0	21	5
5月17日	315	80	49	25	0	29	16
5月18日	1,090	187	110	23	0	27	2
5月19日	1,307	280	175	48	0	43	9
5月20日	1,646	338	173	49	1	16	2
5月21日	2,109	394	174	62	0	30	12
5月22日	1,734	372	188	67	0	13	4
5月23日	1,179	280	148	65	1	0	0
5月24日	866	181	128	59	0	0	0
5月25日	1,165	253	161	60	0	0	0
累計	12,200	2,531	1,322	466	2	777	252

※集計は前日午後5時15分から本日午後5時15分の集計です。

	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	計
大津	49	62	67	65	59	60	362
草津	33	20	17	15	19	20	124
甲賀	26	28	18	10	5	17	104
東近江	16	11	22	9	13	14	85
彦根	24	38	38	19	7	23	149
長浜	17	12	19	25	17	18	108
高島	8	3	7	5	8	9	40
合計	173	174	188	148	128	161	972



県内の学校の臨時休業の状況

教育委員会事務局

<幼・小・中・高・特別支援学校>

平成21年5月25日(月)現在

(校)

	市町立			県立			合計
	幼稚園	小学校	中学校	県立中	高等学校	特別支援	
大津	34	37	18		11	1	101
彦根				1	5		6
長浜					4	1	5
近江八幡					3		3
草津	10	13	6		4	1	34
守山	9	9	4	1	2	1	26
栗東	9	9	3		2	1	24
甲賀				1	4	1	6
野洲	6	6	3		1	1	17
湖南	3	9	4		2	1	19
高島					2		2
東近江					3		3
米原					2		2
日野					1		1
愛荘					1		1
虎姫					1		1
木之本					1		1
公立計	71	83	38	3	49	8	252

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	合計
国立	1	1	1		1	4
私立	16	1	5	11		33
公立以外計	17	2	6	11	1	37

<大学・短大・専修学校等>

	大学・短期大学	専修学校・各種学校	合計
国立	2		2
公立	1	6	7
私立	9	18	27
合計	12	24	36

・臨時休業を行ったのは、合計325校
 ・うち、県立学校は全中学校(3校)、全高等学校(49校)、および地域内(6市)の特別支援学校(8校)の計60校
 ・市町立学校は地域内の幼稚園(71校)、小学校(83校)、中学校(38校)の計192校

今後の対応

5月27日（水）以降の対応について

I 医療について

1 医療体制

(1) 発熱相談センター・発熱外来の体制を維持

発熱相談センターの相談体制、発熱外来の受診体制については当面現状を維持

(2) PCR 検査（遺伝子検査）

発熱外来で簡易キットで A 型陽性の場合は、PCR 検査を引き続き実施する。

2 濃厚接触者対策について

(1) 濃厚接触者に対しては、引き続き、最終接触から 7 日間、保健所が毎日の体温測定などの健康観察を行う。また、不要不急の外出自粛を要請する。

(2) 健康観察対象者に対しては、引き続き、保健所による健康観察を行う。

(3) 疫学調査については、今後も、濃厚接触者を中心に保健所が実施していく。

(4) 検疫において確認された患者の濃厚接触者に対し、外出自粛を要請するなど、より慎重な健康観察を引き続き行う。なお、一般入国者についての健康観察は検疫所から通報があったものに対してのみ行う。

3 患者発見のための対応について

下記の方法により、新型インフルエンザの集団感染疑い例を早期に把握し、患者発見を行う。

(1) 学校、保育所等に対して体調不良者状況の確認を引き続き行う。

(2) 国立感染症研究所が実施している薬局サーベイランス情報により、県内でのインフルエンザ様疾患の発生状況を監視する。

(3) 医療機関からの定点報告による感染症サーベイランスにより、県内でのインフルエンザ様疾患の発生状況を監視する。

Ⅱ 社会活動について

1 学校等

(1) 学校の再開

- ア 全県立学校
全県立学校を再開します。
- イ 小中学校・幼稚園
小中学校・幼稚園の再開を要請します。
- ウ 私立学校等
私立学校等についても再開を要請します。

(2) 児童生徒・教職員の健康観察

児童生徒等および教職員の健康状況の把握を行い、発熱等顕著な変化があった場合は、発熱相談センターへの相談、市町教育委員会、県教育委員会への報告を求めます。特に児童生徒等については、当分の間、自宅での朝夕の体温測定を行うなどの健康状況の把握を徹底します。

また、「咳エチケット」の普及啓発等、通常の「インフルエンザ対策」が有効であることの指導を継続します。

(3) 部活動や他校生徒等と交流する学校行事について

校内での部活動に際しては、参加する児童生徒等の健康把握を十分に行い、健康状況に配慮しながら実施します。

また、他校生と交流する行事、修学旅行については、手洗い、うがい等感染防止に努めた上で、参加する児童生徒等の健康把握を十分に行い、健康状況に配慮しながら実施します。

○今後の対応

今後、感染拡大等があった場合の休校措置については、疫学的視点や国の基本的対応方針を踏まえながら、児童生徒等および教職員の健康観察・管理を徹底した上で、弾力的に対応します。

2 保育施設等

- (1) 保育施設等（保育所、放課後児童クラブ、高齢者・障害者通所施設等）の再開を要請する。
- (2) 今後、県内で新たに患者が発生した場合には、積極的疫学調査を行い、感染拡大のおそれがあると判断された場合に、必要な要請を行う。
- (3) 保育所等に対し、以下の指導を行う。
 - ア 手洗いやうがい等により感染症防止対策に努めること
 - イ 利用者とその家族や職員の健康状態を把握するとともに、発熱や咳など、新型インフルエンザ感染を疑わせる症状がある場合には、発熱相談センターに連絡して適切な対応を行うこと

3 県民利用施設・イベント等

(1) 県民利用施設

県立の施設については、十分な注意体制をとることを前提に5月27日（水）から開館する。

市立施設についても、県に準じて同様に開館を要請する。

(2) 集会、スポーツ、行事、イベント等の自粛

県主催の集会、スポーツ、行事、イベント等については、一律の自粛は行わない。なお、開催の必要性を改めて検討するとともに、開催する場合は感染機会を減らすための工夫、注意喚起を行う。

市町についても、同様に一律の自粛要請は行わず、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。

